

〔天文二〇年（一五五一）〕

九月六日 陶隆房（晴賢）、大内義隆に対する考えはかねてから益田藤兼に伝えており、藤兼から説明があること、義隆は長門国深川の大寧寺で自害し、すべては平穩であることなどを、周布千寿丸（元兼）に伝える。

六〇一 陶隆房賢書状（益田市所蔵周布家文書）

〔封紙ウツ書〕

周布千寿丸殿 陶尾張守
御返報 隆房

〔大内〕

去廿九日御状慥到来候、仍義隆覚悟相違之条、我等覚悟趣、淵底对藤兼令申候、定而可有演説候、然者長州深河於大寧寺義隆生害候、悉静謚候、杉・内藤申談候人体可取立候条、追而可申談候、恐々謹言、

〔貼紙文〕
「到天廿廿ノ九ノ十」

九月六日 隆房（陶晴賢）
（花押42）

周布千寿丸殿
御返報

九月一五日 陶隆房（晴賢）、周布千寿丸（元兼）に、当知行については、益田藤兼・福屋隆兼ともに異議がなかったので、協議するよう伝える。

六〇二 陶隆房賢書状（益田市所蔵周布家文書）

〔封紙ウツ書〕

周布千寿丸殿 陶尾張守
御返報 隆房

〔端裏書〕

「到来天文廿 九月十八日」

就爰許静謚示給候、畏悦候、弥以任存分候、其表之儀藤兼被仰談之由候、尤可然候、仍当御知行之事蒙仰候、益田方・福屋方無別儀候条、可被仰談候、尚御使僧可被申候、恐々謹言、

〔貼紙跡〕

「大内義」

九月十五日 隆房（花押43）

周布千寿丸殿
御返報

九月一六日 陶隆満、周布氏の重臣吉地右衛門尉と周布兼遠に対し、迹摩郡の所領については時期が来れば国役人に事情を説明するよう依頼する。

六〇三 陶隆満書状（益田市所蔵周布家文書）

〔封紙ウツ書〕

周布下総守殿 陶安房守
吉地右衛門尉殿 隆満

(端裏書)
一到来天文廿 九ノ廿五」(墨引)

就还广郡領知之儀、重疊示給候、自分々之覚悟外如何謀略共候哉、不及分別候、自江も此間雖一左右候、彼表之儀菟角無其沙汰候キ、何も先書ニ如申候、時儀候者対国役人可被相理候条、肝要候、恐々謹言、

(貼紙)
一石見守護代陶安房守隆満

九月十六日

(陶)
隆満(花押44)

周布下総守殿

吉地右衛門尉殿

九月一九日 陶隆房(晴賢)、都野・周布両氏の所領を

めぐる争いを堅く抑えるよう、益田藤兼に命じる。

六〇四 陶隆房晴書状(益田市所蔵周布家文書)

(封紙ウラ書)

陶尾張守

益田治部少輔殿 隆房

御返報

就都野・周布兩人取相之儀承候、至兩人遣書状候、可被

仰理候、両方此砌寄事於左右被申結候段、以外不可然候、

唯可為近年之姿候、堅固可有御異見候、恐々謹言、

(天文二十年)
九月十九日

益田治部少輔殿

御返報

(陶)
隆房(花押45)

一〇月一三日 陶隆満、益田藤兼に、周布領内に逃れていた相良虎王の頸を送ってきたことを陶隆房(晴賢)が喜んでいと伝え、残る母や女子については、その意をくみ、処置するよう依頼する。

六二三 陶隆満書状(益田市所蔵周布家文書)

(封紙ウラ書)

陶安房守

益田治部少輔殿 隆満

御返報

相良虎玉事、周布方領内落留候敷、家来衆内々得尊意、

令誅伐、頸一送到来候之趣、尾張守申聞候、馳走之至尤

可然之由候、相残母女子共事、菟角不及申候、被得其心、

御指南肝要候、恐々謹言、

一到来天文廿十ノ廿」

十月十三日

(陶)
隆満(花押46)

益田治部少輔殿

御返報